

社会科教育分科会報告

執筆者 山川 功（釧路市立鳥取西小学校）

社会科教育分科会は、レポート12本、参加のべ人数は46人で、2日間にわたって熱心な討議が行われた。以下、各レポートの内容と討議の様子を紹介する。

1. 当分科会での報告・検討で特に目指したいこと

前田 輪音（北海道教育大学）

今年度からの研究課題の柱は以下の4つ（解説を含む）である。

（1）主権者を育てる社会科（小・中・高を通して 地理・歴史・公民等を含む 以下同様）の授業や教育課程をどのようにつくるか

・育てる・育てたい「主権者」は、ひろく社会科全体（ひいては教育全体）にわたる課題であるうえに、未来をどう志向するかも含めて考えていきたい。

（2）生活感覚につなげ実感をわきおこさせる社会科の教材をどう開発するか

・とかく暗記教科と言われるのは、様々な文言や人名、システムなどの〈用語〉を覚えるのみであることによる。覚えることも大切であるが、それらの〈用語〉がもつ意味、すなわち社会科で扱う様々な〈用語〉を子どもにつなげ、それを理解させ、深く考えさせ、未来を切り拓きつなげることが、社会科教師の使命であり、すぐれた実践の多くはそれを体現している。

（3）社会科の背景となるであろう諸科学・学問とどうつなげるか（新設）

・現状（学習指導要領も含め）をすべて所与のものとして受け止めるのではなく、それが諸科学（歴史学・地理学・地誌学・憲法学・経済学etc）と照らしてどういう意味をもつのか、深く考えることも社会科教員には必要である。たとえば、立憲主義（憲法学）をふみにじる行為と憲法の理念の違いや、歴史学の発展にともなって教科書記述も変化すること、地理学もまたしかり、など諸科学を意識した社会科教育を目指す必要も感じる。

次期学習指導要領（2020年度から随時）でうたわれるであろうアクティブ・ラーニングや、「何を覚えるか」（コンテンツベース）から、「どのような資質・能力を身につけるか」（コンピテンシーベース）への転換等、変化は一見めまぐるしくみえるが、形式的にそれらを追い求める傾向に甘んじることなく、総じて「社会科する」（歴史する、憲法する、地理する、経済する、など）子どもを育てる契機として活用する必要がある。

（4）社会科教育を取り巻く現状・課題の検討 ((1)～(3)とも関連させながら)

・幸か不幸か、毎年この現状と課題については、枚挙にいとまがないほどに多くの課題が発生している。そのとどまるることを知らない課題の多さに驚愕しながらも、それらも含めて教材の素材として考える冷静さとしたたかさが、社会科教師に求められると信じたい。

レポーターは、こんなところを議論してほしいということを明確にしてほしい。

2. 「憲法学習を基礎とした政治教育」の試み

～その1～ 「18歳選挙権」元年をむかえて（4年生 政治教育）

道高教組 北海道江別高校分会 飯塚 正樹

2015年12月、総務省・文科省が発行した生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来、有権者として求められる力を身に付けるために』と、教師向け「活用のための指導資料」が全国の高校に配付された。その内容について、以下の理由で猛烈な違和感をおぼえた。

・「主権者教育」の副教材でありながら、「有権者として求められる力」「国家・社会の形成者として求められる力」の解説に終始しており、「国民民主権」「主権者」についての説明がない。

・資料として日本国憲法の条文が掲載されていない。

また、教師向け「活用のための指導資料」は、Q & Aにおいて、「(政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に) 教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、割けることが必要です」と断言している。こうした見解は、道高教組学校づくり検討委員会の討議資料の立場と大きく異なっており、到底納得のいくものではなかった。

2016年度の4年生13名は、全員が7月の参議院選挙で投票権行使できる学年であった。この学年は2016年度に政治経済を学ぶ学年であり、国政選挙の機会をどのように生かしていくかが重要な課題であった。同時に、政治経済の1年間の学習を常に日本国憲法の理念と結びつけて学ぶことを構想した。

「18歳選挙権」元年にあたり、取り組んだ3つの実践は以下の通りである。

(1) パート1 「18歳選挙権 日本国憲法から考える～主権者として求められる力を身に付けるために～」(4時間)

・ねらい 「憲法学習を基礎とした政治教育」の基本スタンスを整理する。

(2) パート2 「衆院選 北海道5区補欠選挙について」(3時間)

・ねらい 衆議院北海道5区補選をめぐる報道、世論調査の結果などを通じて、有権者が重視した課題と実際の選挙結果を確認しながら、自分自身が有権者として何を判断基準に投票するかを考える機会とする。

(3) パート3 「第24回参議院通常選挙」どうする？ どうしよう・・・」(5時間)

・ねらい 生徒たちが有権者として、「自分なりの争点」を見出し、投票する政党・候補者を主体的に選択・決定し、実際に投票所に足を運び、選挙権行使するための情報を提供する。

報告後、出された意見は以下の通りである。

・新聞をとっていない家庭が3割ぐらいある。宿題で新聞を使う課題を出しても、3割ぐらいはとっていない。

・選挙公報はびっしり書いてあって、読む前にシャットアウトしてしまう。

・「歴史学習においても憲法学習の視点を」という観点は、その通りだと思う。

3. 「憲法学習を基礎とした政治教育」の試み

～その2 「労働」を軸に「政治経済」を学ぶ (4年生 政治経済)

道高教組 北海道江別高校分会 飯塚 正樹

本校の生徒たちは、4年生になるとほとんどが昼間はアルバイトをしながら学校に通ってきている。また、年度にもよるが、卒業後は就職する者が多数派である。こうした現実を踏まえるならば、労働者としての権利をしっかりと学び、そのことを通じて、「政治」や「経済」を身近なものととらえさせ、選挙を「我が事」と考えさせることが、最も現実的かつ有効なアプローチであると考えた。

実際の学習は、10月下旬までの約半年間にわたり、生徒へのアンケート、日本国憲法、労働基準法、最低賃金法、労働組合法、雇用と景気、賃金の実態、ワークライフバランスを考える、男性労働者にとってのワークライフバランス、保育所を考える、長時間労働の問題の11テーマについ

て行った。

今回の授業での学びが、生徒たち自身の現在と将来の労働条件・労働環境を維持・改善していく力、「ディーセント・ワーク」(働きがいのある人間らしい仕事)を自らの意思で実現していく力に繋がってくれることを期待したい。

報告後、出された意見は以下の通りである。

- ・過労死裁判などを扱う弁護士さんを学校に招く取り組みも必要である。
- ・労働問題解決の現場にいる人を、どうやって教育現場に招くかがポイントである。

4. 教育に真実を 社会に自由を

～政治的中立と政権の憲法尊重擁護義務の狭間で～

室蘭工業高校 松本 撤

参院選で18歳選挙権が行使され、「主権者教育」の重要性がますます明らかとなってきた。ところが、文科省はそれを充実させると言いながら、教育の「政治的中立性」をことさら強調する姿勢を示し、現場を萎縮させてきた。びっくりしたのは「教員は投票に行っていいのか、政治的中立性を逸脱することにならないか」と発言する若い教員もいると聞いたことである。

しかし、言論界も変わってきていて、『通販生活』2016冬号は、「夏号の参議院選挙特集『自民党支持の読者の皆さん、今回ばかりは野党に一票、考えていただきませんか』に寄せられた意見について」で、政治的な主張は載せるべきでない、載せるなら両論併記型で載せるべきだ、通販生活は左翼雑誌になったのか、の批判に、お金儲けだけを考えて政治の話には口をつぐむ企業にはなりたくない、安倍内閣の集団的自衛権の行使容認に関する考え方は両論併記以前の問題と考える、戦争・原発・言論弾圧・沖縄差別まっぴら御免と、政治的主張を明確にしている。

2016年の「現代社会」の実践では、「集団的自衛権と安全保障関連法」から「憲法と自衛隊」を考える、『劇画 日本国憲法の誕生』、マンガ「健康で文化的な最低限度の生活」などを取り組んだ。また、高文連室蘭支部新聞研究大会では、松本先生が講師となり、太平洋戦争中に中国から室蘭に強制連行され、過酷な労働で命を落とした悲劇を伝えた。参加した高校生は「中国人強制連行の話は衝撃的でした」と感想を述べた。

5. 私たちの主権者教育

～どんな授業の積み重ねが民主主義を豊かにするか～

札幌市立真駒内中学校 平井 敏子

2008年度卒業生に「社会科って何だった?」と聞いかれたことがある。「大人になるための最低限を学んだ気がする」「生きることはとても大切なんだぞーみたいなことを学べた」「印象に残った授業はマックのやつかな」「選挙の調べるやつとか、ワーキングプアのあの法律に賛成した議員に手紙を書くやつとか、実際に社会と関わって授業をできたのがよかったです」など生徒の声が聞けた。

小さな、けれど欠かせないこだわりとして、以下の3点を重視してきた。

- ①教える意義があるから教える
- ②教える意味はどこにこだわるか
- ③授業方法の工夫

夏休み前に、4年前の卒業生から「戦後70年の節目の年、いわゆる戦争法案が世を騒がせてい

る年、そして何より、自分たちが来年から有権者になる、そんな今のタイミングで、先生の授業をもう一度受けてみたい、今の世の中に対する先生の考えをぜひ聞いてみたい」とメールが届いた。緊急企画「なんだかわからないけど平井さんの授業」を開催した。20人以上が集まった。何を知りたいか書いてもらって授業を行った。戦争について、安保法制って、米中韓朝鮮との関係、右と左、どうして自民党に投票するの、どうやって選挙すればいいのなど。この卒業生は、模擬選挙がなかったので、選挙授業は不十分だったらしく、「こういう一点を教えるだけでかなり変わるんじゃないか」と言ってもらった。模擬選挙をどの学年でもやるようにしないと感じた。

1992年の参院選から、中3で国政選挙があるたびに、模擬選挙を実施してきた。多くの人に認知されてきた模擬選挙の取り組みが、今年は「全校選挙」となって実を結んだ。理解ある教師、保護者、何よりも「いいねえ」と思わせてくれる生徒の取り組みが、この模擬選挙の評価につながっている。

模擬選挙では、生徒向けに政策を判断する資料を提供しない。「生徒をありのままの主権者の状態に置かせたい」というのが実践の柱である。教師がやるのは「場」の提供だけである。ただし、生徒自身が候補者の政策を検討し判断材料とする「調査用紙への記入」を投票資格とし、投票後は「レポート 一票を投じて」の提出を義務づけている。模擬選挙であって模擬投票ではない。一票を箱に入れる体験ではなく、その「一票を選ぶ自分自身の体験・経過」こそを重視するからである。

報告後、出された意見は以下の通りである。

- ・長く取り組んできたことが市民権を得た。全校模擬選挙を行い、昼の放送を使うことができた。
- ・選挙の結果が大事なのではなく、投票に至るプロセスが大事である。
- ・実際に模擬選挙を見に行った。調査用紙を提出しないと有効投票にならない。先生は何も言わないが、生徒は調査用紙にびっしり書き込んでいた。未来の有権者を育てていると感じた。

6. 中頓別町での社会科研究の現状

中頓別町立中頓別中学校 大石 準

中頓別町は、人口1725人（平成28年10月）、小学校1校（児童数約70人）、中学校（生徒数44人）の町である。教育研究は、町単独では成立せず、浜頓別町と合同で行っている。社会科部会では、授業案の作成・交流や教科書交流、フィールドワークなどを行っているが、少人数の同じメンバーのため、論議がなかなか深まらないのが課題である。

生徒は、課題について意欲を示す生徒が多い。社会科の内容に関しては、男子の興味・関心が高い。授業中の発言も積極的だが、授業の展開に関係なく自分が思いついたことを発言する生徒もいて、授業から離れていくときがある。授業内容をどれだけ自分の身近な問題としてとらえ、考察につなげていくかを心がけている。

実践は、2年生の歴史分野「近代の日本と世界」（6時間扱い）の3時間目「殖産興業と文明開化」である。ねらいは、①殖産興業の政策による産業・交通・通信の近代化や、生活・街並みの洋風化の様子を、江戸時代と比べて理解する、②政府による北海道の開拓が推進された一方で、先住民であるアイヌの人たちの生活の場が奪われ、アイヌ民族に対する差別が続いたことに気づく、の2点である。資料をもとに、生徒に考えさせた。

報告後、出された意見は以下の通りである。

- ・地域教材を取り入れた授業づくりをすると、生徒の認識がより深まるのではないか。本実践の場合、アイヌ民族に対する地域教材を掘り起こしていくことが可能ではないか。

- ・生徒たちの授業後の感想や変容が見えると、報告がより豊かになる。
- ・小学校のへき地校の社会科は、複式授業のため、思い切った展開ができない悩みがある。

7. まるごとマイペース酪農

～教育大学釧路校と連携したフィールドワーク～

釧路市立鳥取西小学校 山川 功

提言者の所属する歴史教育者協議会釧路支部は、2ヶ月に1回、教育大学釧路校の廣田研究室と一緒に学習会を行っている。毎年1回、地域に出かけてフィールドワークを行っている。これまでに雄別炭鉱跡巡りや戦跡巡りなどを行ってきたが、今年度は根釧農業の中心である酪農家、その中でも風土に生かされた適正規模の経営を目指すマイペース酪農を学ぶことにした。

10月8日、大学前を参加者20名が5台の車に分乗して、厚岸町太田地区にある石澤牧場に向かった。石澤家は先祖が福井県出身の土族で、明治時代に屯田兵として入植した。現在は4代目で、以前は大規模経営を目指していた。しかし、仕事に追われ、時間的ゆとりのない経営に疑問を持ち、三友さんが提唱するマイペース酪農の学習会に参加する中で、マイペース酪農に転換してきた。

マイペース酪農は適正規模を守る。適正規模は道東の場合、土地1haにつき牛1頭。石澤牧場の場合、土地5.3haであり、成牛53頭分が適正規模となる。牛舎で一日中牛を飼うのではなく、放牧酪農を行っている。夏場は搾乳の時以外は昼夜放牧を行っている。冬場は、昼間は外に出している。これは牛の主食は青草であり、牛にできることは牛にやってもらうという考え方からである。

石澤牧場では、最初に奥さんと一緒にチーズ工房でストリングチーズ作りを堪能し、その後は主人とマイペース酪農の学習会を行った。最後は放牧していた牛が牛舎に戻ってきた夕方の搾乳の様子を見学した。マイペース酪農の実態を学び、酪農やチーズ作りについてもっと知りたいと意欲的な学生がいた。マイペース酪農以外の酪農家も訪問したいと思う。

報告後、出された意見は以下の通りである。

- ・石澤さんと三友さんの牧場を見学した。これまで安ければいいと思っていたが、自然の恵みをいただいていると感じた。食とは何か、おいしさとはどんなふうに作られているか考えさせられた。

(学生)

- ・マイペース酪農交流会に参加して、夫婦仲が良く、牛を仕事仲間とみているのがすごいと思った。牛にできることは牛にやってもらうという考えがすごい。大規模酪農も見てみたい。(学生)
- ・マイペース酪農に転換することで収入は減らないのか。
- ・道東の酪農の中でマイペース酪農はどのくらい広まっているのか。
- ・持続可能な社会をめざすには、我慢する価値観を持つことも必要ではないか。

8. 薬害教育について～子どもたちを薬害の被害者にも加害者にもさせないために～

薬害エイズを考える会 井上 昌和

提言者は1963年生まれ。5歳で血友病と診断。中学生の頃から使っていた血液製剤でHIVに感染した。感染告知は24歳のとき。1986年大学卒業後、障害者の共同作業所の指導員として勤務。1996年提訴。1997年倒れ、闘病生活へ。現在、薬害被害者として実名を公表し、講師活動などを行っている。

血友病は出血したら止まりにくい病気であり、治療法は60年代はクリオ製剤(国内血)、70～

80年代は非加熱濃縮血液製剤、1985年7月から加熱濃縮血液製剤、現在は改良された濃縮血液製剤（自己注射で、ほとんど普通の人と変わらない生活）となった。血友病患者約5000名のうち約4割がHIV（エイズウイルス）に汚染された米国由来の「原料血液」や「輸入非加熱血液製剤」によってHIVに汚染。ウイルス感染だとわかると各国は安全な「加熱製剤」に切り替えたが、日本はアメリカより2年以上遅れて、1985年7月に加熱製剤を承認した。その上、非加熱製剤の回収が2年以上遅れたため、さらに被害が拡大した。

1988年就職して2年目、主治医に「結婚するな」「ディープキスはするな」と言われ、医療不信の始まり。「どうせ死ぬときは死ぬ」と医療から遠ざかる生活へ。風邪の時は聴診器を当てない医師、看護婦のよそよそしい態度、股関節出血で動けない時も入院させてくれず、「あなたの身体はあなたが一番よくわかるでしよう」と差別を受けた。ハンセン病訴訟・薬害ヤコブ病訴訟の支援から勇気をもらって、薬害エイズ被害者として実名を公表した。

薬害は、健康・命より、企業・特定の個人の利益が優先され、繰り返されてきた。薬害を繰り返さないためには、①安全な薬の開発、情報（副作用等）の提供、②国の十分な審査による承認、市販後調査の徹底、疑わしきものは中止・回収、③私たちは薬の情報にアンテナをはること、学ぶこと、真実を知ること、声を上げ、行動することである。

報告後、出された意見は以下の通りである。

- ・差別偏見が大きな問題である。道内で実名を公表しているのは自分一人である。
- ・この問題は、90年代（裁判の決着がつく前）であれば、鋭く立場を問われる問題であった。
- ・子宮頸がんのワクチンも、高校で呼びかけたが、副作用が相次いでからはばたりと呼びかけなくなった。
- ・学校教育で実践してほしい。
- ・政治教育は、両方の立場の人に要請する方法もある。

9. ハンセン病から何を学ぶか～「隔離の里」が私たちに問いかけるもの～

ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会 浅川 身奈栄

ハンセン病とは、「らい菌」の感染により末梢神経と皮膚がおかされる慢性の感染症。外見上の後遺症により、いわれなき差別偏見を受けた。主要な感染源は患者ではなく、生活環境中に存在する菌であり、患者を隔離してもほとんど感染予防効果は期待できない。戦後米国より抗生素プロミンが持ち込まれて以来、治る病気になった。

1907年「らい予防二闘スル件」で近代国家として放浪患者の取り締まりが始まり、1929年「無らい県運動」、1931年「旧らい予防法」で優秀な民族を作る一環として、強制隔離絶滅政策が徹底された。1953年「新らい予防法」でも強制隔離が継続された。療養所とは名ばかりの強制労働が行われ、逃走防止の厚い壁、監禁室・重監房と日本のアウシュビッツともいえる場所であった。また逃走防止のため結婚は園内、結婚の条件として断種・墮胎など一貫した絶滅政策が戦前は非合法下で、戦後は「優性保護法」下で行われた。

命がけの患者運動が続けられ、96年「らい予防法」廃止、08年「ハンセン病問題基本法」制定に結び付いた。ハンセン病問題から、国の法律・政策と市民一人ひとりによって作られた人権侵害の過ちを問い合わせ、現代の人権問題に生かすこと、そして同じ過ちを繰り返さないように、教育の場で若い世代に伝えていくことが必要である。

10. 教育の政治的中立性を考える

18歳選挙権は、決して「主権者教育の好機」にはならない。導入の契機は、「憲法改正」である。それを望む人々がイメージアップの一環として18歳投票権を法で定めた。それに合わせた選挙権年齢引き下げであり、改憲のための18歳選挙権である。

副読本は政府が作り、全国の高校生に政府が配布と使用を強制しており、国定教科書以外の何ものでもない。教育委員会を通じて校長に使用状況の調査がなされ、管理職員はその圧力に怯えながら、教師達に配布と使用の指示を出し、使用を確認して教委に報告する。内容でも、選挙とは直接関係がないのに、改憲について2ページを割いて解説している。最高裁裁判官国民審査など、明らかに誤った方向へ導く記述もある。

副読本効果も働き、10代の与党支持率の高さがその勝利に結びついた先の参議院選挙は、改憲の成功に資するものであると言える。「政治的中立性」は、最初から政府に奪われている。

教師自らが学び、考え、協力し合うことしか、子ども本位の教育はできない。子どもの主体性育成には、当然主体性ある教師が必要である。国定教育をやめさせ、子ども本位の教育を実現するためには、労働運動の再構築が必要である。

報告後に出された意見は、以下の通りである。

- ・政治的中立性は、素朴な保護者の意見を受ける姿勢が必要である。
- ・教員の与える教材は、異なる視点を示し、「君はどう考える」と問い合わせるべきである。
- ・藤岡氏は93年、「戦争は正しかったか否か」の問い合わせで、生徒が目を背けるような資料を提示すべきではないと語った。
- ・「政治的中立性を疑われることがあつたら言ってくれ」と生徒にアンケートをとっているが、皆無である。

11. 撥文文化時代をどう教えたか

新ひだか町立東静内小学校 岡野 正丸

小学校中学年用社会科副読本の4年生では初めて歴史にふれる内容になっている。「大昔のくらし」で縄文土器を使った人たちが住んでいた時代（8000年前～2300年前）を扱い、「アイヌの人たちの生活」では、いきなりアイヌ文化期（800年前）となる。計画通りでいくと、子どもたちが学ぶのは縄文文化期とアイヌ文化期だけである。しかし、北海道の歴史を学ぶ機会が中学年だけだと考えると、ここで地域の歴史として縄文文化期から続縄文文化期や撲文文化期と変化を経て、アイヌ文化期につながることにふれておきたい。あわせて狩猟採集のみの生活イメージからダイナミックな交易の民としての姿が一般化してきた先史時代からアイヌ文化期にかけて、北の地で生活していた人々の姿を子どもたちと共有していきたい。

実践は「大昔のくらし」の3時間目、「撲文文化時代のくらし」。ねらいは、資料をもとに撲文文化時代の生活の様子を概観できる、鉄を通して当時住んでいた人々と本州との関連がわかるの2つである。鉄製の鋤の先の写真を見せ、「これを手に入れたくて、北海道でとれるものと交換しました。それは何でしょう」と問い合わせ、子どもたちに考えさせた。次に縄文時代の住居と撲文時代の住居の資料を提示し、気づいたことを発表させた。また「ひえ」「あわ」「いなきび」の実物を提示し、これらを耕作するするのに鉄が必要だすこと、土器で蒸す、煮るためのかまどの必要性に気づかせた。

報告後に出された意見は、以下の通りである。

- ・4年生の時の学習が6年生の通史にどういかされるか。本州には弥生という文化があったと認識するのが自然である。
- ・日高地方の擦文の遺跡はあまり出ていない。擦文文化の薄い所でアイヌ文化が発展したのがおもしろい。
- ・擦文をずっと追いかけていったのはすごい。地元の勉強をしていくことからスタートする。
- ・どんなところに住み、何をどう捕まえ、どう食べていったのか、どう交流したのか。
- ・実感を伴い、身をもって学ぶことが小学生段階では必要。
- ・続縄文という言葉はマイナスイメージではないか。
- ・縄文がいかに豊かかを教えていないとマイナスイメージになる。

12. サケはどこへいったか

～アイヌ学習の盲点と新たな視点2～

新ひだか町立東静内小学校 岡野 正丸

北海道の地名の多くはアイヌ語である。地名学習では、アイヌ語の意味を教えてきた。しかし、そこには、いつ・だれが・どのようにして地名を変えたのかを教えてこなかったのではないか。地名はかってに変わるものではなく、変えられていった歴史的経緯を授業化したのが、昨年レポートした「地名を考える」である。

本提言はその2で、まだ調査・勉強の途上で資料探しの段階である。北海道からはコンブ、ナマコ、アワビ、ニシン、カズノコなど多くの食材が交易品として本州に渡り、現在でも食文化に影響を与えていた。ところが「アイヌの人たちが交易品としてとったサケはどうなったのか」という疑問が起こった。いろいろ調べているが、サケについては、今のところ見あたらない。多量のサケが、それも干しサケが本州に渡ったのなら、どこかに痕跡があるはずだと考えている。

報告後に出された意見は、以下の通りである。

- ・まずは東北との交流なので、そこで金にかわり、西日本まで広まらなかつたのではないか。
- ・兵庫では、サケは北海道の魚というイメージ。サンマは開きの状態が普通。
- ・福島では、サケは普通にとれ、普通に食べている。